

支援センターだより  
No.10

なぜ必要？

# 税理士業務と成年後見制度

東北税理士会成年後見支援センター  
(公益活動対策部)

はじめに  
支援センターだよりでは、これまで9回にわたって成年後見制度の内容や後見人等としての多岐にわたる職務についての紹介をしまいましたが、10回目は、「後見人等の職務に対する報酬」についてです。

1 法定後見における報酬の取り扱い  
後見事務については、社会的観点から、無償であるべきとの考え方もあるといわれていますが、現行法は「家庭裁判所は、後見人及び被後見人の資力、その他の事情によって、被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができる」(民法862条)としており、後見人に報酬を請求する権利はなく、後見人が家庭裁判所に対して、報酬付

2 相当な報酬とは  
相当な報酬額については、その基準が明確ではなく、被後見人の財産に応じて、家庭裁判所の裁量によって決定されるため、裁判官や各家庭裁判所によって

3 報酬額のめやす  
これまでは、報酬額は審判の決定まで予測できないことが多かったのですが、平成25年1月1日付けで、東京家庭裁判所、東京家庭裁判所立川支部の連名で「成年後見人等の報酬額のめやす」が公表されています。

4 任意後見における報酬の取り扱い  
任意後見契約は、民法の委任契約の一種であり、任意後見人の報酬については、任意後見契約において特約のない限り、民法の委任規定に準ずることになります。

5 税理士業務と後見人等報酬  
税理士が成年後見人等の職務を受けた場合の所得区分については、既に支援センターだよりで紹介したとおり雑所得として申告することになり

同じような後見事務を行っても、報酬額に違いがあったり、本人の資力がなければ報酬が支払われない場合も想定されます。親族後見の場合は別としても、今後増加するであろう第三者後見人や専門職後見人に対しては、公益的、社会貢献的業務とはいえ、報酬に対する何らかの助成措置が必要と思われるし、実際に行政として予算計上して報酬助成している自治体もあるようです。

要である(民法648条①)と規定しています。つまり、この規定は受任者の報酬は原則無報酬であるということの意味しており、任意後見契約を締結する際に報酬額を決めおかないと、任意後見人は無報酬で後見事務を行わなければならないこととなります。

又、民法上、報酬は特約のない限り後払いであるとされています(民法648条②)が、特約により月額、又は年額を決定し、着手金の定めをすることも可能です。

5000万円超  
(月額5万円〜6万円)  
□ 成年後見監督人(保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人も同様)  
① 管理財産額  
5000万円以下  
(月額1万円〜2万円)  
② 管理財産額  
5000万円超  
(月額2万5千円〜3万円)  
(2) 付加報酬  
身上監護等に特別困難な事情があった場合には基本報酬の50%の範囲内で、又特別の行為をした場合にも相当額を付加することがあるとしております。  
(2) 任意後見監督人の報酬  
任意後見監督人の報酬については、後見監督人に関する民法852条の規定と同様、民法の後見人の報酬規定が準用されており(任意後見7条④)後見監督人と同様の規則に従うことになり、家庭裁判所が審判により本人の資力その他の事情を考慮して相当な報酬額を定めることとなります。

① 通常の後見事務の場合  
(月額2万円)  
② 管理財産額  
1000万円超  
5000万円以下  
(月額3万円〜4万円)  
③ 管理財産額

① 基本報酬  
成年後見人(保佐人、補助人も同様)  
② 通常の後見事務の場合  
(月額2万円)  
③ 管理財産額  
1000万円超  
5000万円以下  
(月額3万円〜4万円)  
④ 管理財産額

① 任意後見人の報酬  
任意後見契約は、民法の委任契約の一種であり、任意後見人の報酬については、任意後見契約において特約のない限り、民法の委任規定に準ずることになります。

① 任意後見人の報酬  
任意後見契約は、民法の委任契約の一種であり、任意後見人の報酬については、任意後見契約において特約のない限り、民法の委任規定に準ずることになります。

① 任意後見人の報酬  
任意後見契約は、民法の委任契約の一種であり、任意後見人の報酬については、任意後見契約において特約のない限り、民法の委任規定に準ずることになります。

ます。  
(2) 被後見人の税務申告報酬  
後見人である税理士が被後見人の税務申告をした場合は、税理士報酬の請求はできませんが、報酬付与の審判申し立て書にその旨記載して審判をうけることとなります。

終わりに

成年後見人等の職務は、判断能力の低下した被後見人との信頼関係の構築から、日常生活における本人の身上監護、財産の管理など多岐にわたり、しかも常にその業務の遂行に当たっては本人の人権擁護に対する細心の配慮が求められます。

この制度が、いかに、公益的、社会貢献的意味合いの強い制度とはいえ、専門職後見人等に対しては、やはり、何らかの給付が必要であると考えます。この場合においても、生活保護受給者、もしくは低所得者がこの制度がめざすところの恩恵を受けられないことがあってはなりません。

公益活動対策部は、今後も支援センターの効率的な運営を図りながら、これらの問題解決に向け活動をしてまいります。

(相談員 石川昭子)